

## 会 議 録

### 1 会議名

令和7年度 第11回高田区地域協議会

### 2 議題（公開・非公開の別）

報告事項（公開）

(1) 春秋会館の解体について

(2) 上越市公共施設等総合計画に基づく取組の対応（案）について

(3) 地域独自の予算事業の一覧について

### 3 開催日時

令和8年3月16日（月）午後6時30分から午後7時31分まで

### 4 開催場所

高田城址公園オーレンプラザ 研修室・会議室

### 5 傍聴人の数

0人

### 6 非公開の理由

—

### 7 出席した者（傍聴人を除く）

・ 委 員：澁市会長、栗田副会長、廣川副会長

飯塚委員、上原委員、北川委員、佐藤委員、柴田委員、下村委員、

杉本委員、富田委員、町委員、宮崎委員、村田委員、山岸委員、

山崎委員、吉田委員、淀野委員、渡部委員（欠席1人）

・ 用地管財課：堀川課長、内山副課長

・ 資産活用課：竹下課長、藤野主事

・ 事務局：南部まちづくりセンター 大島所長、石黒係長

### 8 発言の内容

#### 【石黒係長】

・ 茂原委員を除く19人の出席があり、上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告

・ 同条例第8条第1項の規定により、議長は会長が務めることを報告

【澁市会長】

- ・ 会議の開会を宣言
- ・ 会議録の確認：澁市会長、村田委員に依頼

— 次第2 報告事項（1）春秋会館の解体について —

【澁市会長】

次第2 報告事項（1）春秋会館の解体についてに入る。

担当課より説明を求める。

【用地管財課：堀川課長】

- ・ 資料No.1 により説明

【澁市会長】

ただ今の説明について、質疑を求める。

【北川委員】

土地は市有地になるのか。

【用地管財課：堀川課長】

当市の市有地である。

【栗田副会長】

いくらで調査をして解体をするのか。市が欲しくて所有したのか、県に押し付けられたのか疑問である。先ほどの説明では、よい場所だから利用価値があるというのに、市で利用する計画は考えられなかったのか。

【用地管財課：堀川課長】

建物を壊した後の土地をどうするかという話は、売る、売らないも含めて未定である。上越地域振興局と県の管財課とやり取りした中では、振興局の表の駐車場と春秋会館の境に線もなければブロックもない状況であるため、例えば、コンビニ等ができたら、振興局の駐車場とコンビニの駐車場がごっちゃ混ぜになることを心配していた。県の財政状況も皆さんご存じのとおりだと思うが、簡単に買うという話にはならないが、まずは隣接する県を交渉相手とさせていただくことを第一に考えている。

過去に押し付けられたのではないかという話について、土地は昭和57年当時に

県の振興局の隣に公営住宅があるが、その土地を含めた他の市の土地と春秋会館を含めた他の県の土地を交換している。建物については、県から有償譲渡ということで買わされた形になっているが、当時いくらでやり取りしたか正確な数字は持ち合わせていない。

**【栗田副会長】**

調査に374万円かかるというが、アスベストだから調査費が高いのか。調査費としては通常の金額なのか。

**【用地管財課：堀川課長】**

見積もりをいただき、予算に計上した金額は、4階建ての建物の内部から外壁まで、主要部分のアスベスト含有の書面調査、目視調査、分析採取など、すべて込みで374万円となっている。

**【富田委員】**

昭和39年建設当時もアスベストを使っているが、どういうアスベストを使ったか資料は残っていないのか。それが分かれば、調査もだいぶ変わるのではないか。図面があれば、アスベストの特定ができてもっと安くすることができるのではないか。どうやったら安くできるか知恵を出さないといけないと思う。

**【用地管財課：堀川課長】**

平成17年の市議会の委員会資料に、春秋会館だけではなく、他の市の施設を調査した結果が記載されていた。その中に天井の吹き付け材にアスベストが混入されている記録が残っていたが、床タイルや壁の中の構造等までは調査していないようであった。外壁の塗装についても、詳しく調査しない中で、閉館する措置をとったので、今回は壊すにあたってどのように壊せばいいのか、壊すためには密閉したり養生したりしていろいろな費用がかかるので、その部分を把握するための調査である。

**【澁市会長】**

市では、同じようなアスベストを内装として使った建物を解体、撤去した経験はあるか。

**【資産活用課：竹下課長】**

直近では、2年ほど前に大島区の温浴施設、あさひ荘がアスベストを含有していたということで、全部解体して更地にするのに約1億5000万円かかった。

**【澁市会長】**

アスベストが拡散しないように周りを全部覆って解体しなくてはいけないので相当費用がかかると思う。アスベストを使っていない建物に比べて3割から5割は余計にかかるのではないかとと思う。

**【吉田委員】**

高田城址公園の内堀の目の前なので壊した後は高田公園に絡んだ形の活用の方法を考えて行ってほしい。くれぐれもコンビニは作らないようにお願いしたい。

**【用地管財課：堀川課長】**

意見として承る。

**【澁市会長】**

ほかに質疑を求めるがなし。

以上で、次第2 報告事項（1）春秋会館の解体についてを終了する。

（用地管財課退席）

— 次第2 報告事項（2）上越市公共施設等総合管理計画に基づく取組の対応（案）について —

**【澁市会長】**

次第2 報告事項（2）上越市公共施設等総合管理計画に基づく取組の対応（案）についてに入る。

担当課より説明を求める。

**【資産活用課：竹下課長】**

・資料No.2により説明

昨年秋に使用料の見直しについて説明させていただいた。本日は上越市公共施設等総合管理計画に基づく取組について報告させていただく。

市では公共施設等総合管理計画の方針として、平成27年度に総合管理計画を策定した。この計画に基づく取組としては、施設機能の集約や施設の適正配置、開館時間や休館日、管理手法の見直しを検討する施設の適正管理、使用料や減免の見直しを

検討する受益者負担の適正化の三つがある。この間、行政改革の取組としても進めてきた。昨年9月から10月にかけて、各地域協議会で公の施設の使用料等の見直しの考え方について説明したが、本日は先ほどの三つの取組である、適正配置、適正管理、受益者負担の適正化の基本的な考え方や今後の取組について説明する。

資料No.2の1ページから3ページに総合管理計画に基づくこれまでの取組や現状と課題、対応についての基本的な考え方を示している。まず、適正配置については、平成17年の市町村合併時において約1,000箇所の公の施設があったが、この間の取組により令和7年4月時点では612施設まで減少している。しかし、全体的に施設設備の老朽化、利用者数の減少に伴う施設稼働率の低下や使用料収入の減少、老朽化対策や物価高騰などに伴う維持管理費の増加などの問題が生じている。

また、市の財政状況から今後612全ての施設を維持していくのは非常に困難であろうと考えている。このため、市民のニーズを踏まえつつ、人口や財政規模を考慮した適正な量と質、こちらの観点から将来のまちづくりや施設配置の在り方を踏まえ、適正配置を行うことが重要である。一方で、老朽化等により施設の機能維持が難しくなった場合や地域社会の状況変化、例えば、著しい人口減少があった場合には施設の必要性が低下するため、その時点で改めて今後の方向性を関係者と十分協議しながら決めていく必要がある。

続いて、適正管理について、開館時間や休館日に関しては平成17年の合併時に合併前上越市の基準に合わせて統一した。その後は施設の利用状況等を踏まえて随時、開館期間や休館日の見直しを実施した。しかしながら、直近の管理の実態を見てみると、例えば、スポーツ施設では、平日昼間の利用者がほとんどいない状況である。学生は学校に行き、働いている方は職場に行っているため、平日昼間の利用者がほとんどいない中で、その時間帯に管理人が常駐しているのが実情である。また、観光施設等でも閑散期の利用者が少ない時期に休館日がほとんどないなど、一部の施設で利用実態と開館時間や休館日の設定にずれが生じている。

また、2、3年前から言われている働き方改革、こちらも国から遵守するように言われているが、施設管理従事者の長時間労働や年休取得等にも十分配慮する必要がある。そのため、利用実態に合わせた開館時間や休館日の設定のほか、施設職員の常駐の必要性を検証し、サービス低下を抑えた上で、効率的な施設の適正管理を行う必

要性が高まっている。

最後に受益者負担の適正化について、受益者負担の公平性や公正性の観点から、定期的に使用料の見直しや減免基準の見直しを実施している。しかしながら、近年の使用料収入の減少や維持管理経費が増加している状況では、受益者負担率がかなり低い水準になっており、施設の維持管理費の大半が利用しない人を含む市民全体の負担になっている状況を踏まえ、市民の皆さんにご理解いただけるような合理的な使用料等の設定や算定方法を検討していく必要がある。

続いて4ページ目、各取組の具体的な対応について説明する。施設の適正配置についてだが、まず、使い続ける施設や機能を検討し、残すべき機能について可能な限り使い続ける施設に集約できないか検討する。また、長寿命化等に必要な費用を総合管理計画の三つの取組により捻出し、施設を適切な状態に保つことを基本として考えていきたい。まず、令和8年度の適正配置の取組としては、令和3年度から令和7年度にかけて適正配置の前期期間としてこの間、取組を進めてきたが、この計画期間の中で取組が遅延しているものがいくつかあるので、令和8年度はその遅延している取組を前に進めてまいりたい。

令和9年度から12年度を後期計画期間として設定する予定だが、この後期計画期間の取組としては、観光振興や地域振興など市が政策的に設置した施設のほか、貸館施設やスポーツ施設などの基礎的なサービス施設であっても、当初の設置目的を達成した施設や達成が著しく困難になっている施設、利用者数が非常に少なく経費が多いなど費用対効果が低い施設、必需性が低く歳出の削減効果が大きい施設などに着目し、施設の休廃止等を検討していきたいと考えている。合わせて、令和13年度以降の次期適正配置計画の取組では、20年後の将来を見据え、貸館施設等の基礎的なサービスを提供する施設について抜本的な機能集約を行いたいと考えている。以前に設置した貸館施設やスポーツ施設の機能集約が進まないまま残っている。これらの施設は老朽化に伴う維持管理経費がかかり利用者数も減少しているため、施設自体は多く残っているものの稼働率が10パーセント、5パーセントといった施設が多数ある。すべての施設を残すことは困難であり、機能を集約して残す施設を決める作業を令和13年度以降に実施したいと考えている。そのため、令

和9年度以降に市の職員が各地域に入り、地域の皆様や地域協議会の意見の聴取や協議を十分に行った上で使い続ける施設や機能集約を検討したいと考えている。

次に6ページ。施設の利用実態や施設管理従事者の働き方改革を考慮し、開館時間や休館日、管理手法の見直しを行いたい。具体的には、開館時間は原則として朝9時から21時、屋外施設は日の出から日没までの開館を基本とし、休館日は週2日を目指しつつ、少なくとも週1日は休館とさせていただきたいと考えている。例えば、稼働率が低い時間帯や冬期間等の閑散期は、積極的に休館していくことも基本として検討したい。全ての施設に当てはまるわけではないが、目指すべき方向としてそのように考えている。さらに、施設で一番お金がかかっているのは人件費や管理委託料など人に関わる部分であり、施設職員の常駐が必ずしも必要でない場合、例えば、予約制や鍵管理などで対応できるのであれば、職員の非常駐化を積極的に検討していきたい。小中学校の学校開放による体育館はほとんど鍵管理で対応しているので、小規模の施設であれば鍵管理は成り立つと考えている。

最後に、受益者負担の適正化だが、使用料等の見直しについては令和9年4月を目標に、施設の使用料等に係る基本方針を策定し、この基本方針に基づいて対応していきたいと考えている。具体的には、見直し後の額については、急激な負担増を避けるための激変緩和措置として、現行使用料の1.5倍を上限としつつ、貸館施設等の基礎的なサービスに関しては、利用者負担の急激な増加も考慮して、概ね1.1倍から1.2倍程度の上限額として設定することを検討したい。また、減免基準の見直しについては、平成28年度に一度見直しを行ったが、それ以降見直しが行われていない状況である。減免基準については、令和8年度以降に主に減免を受けている皆様との協議を始め、ご理解いただきながら見直しに着手できればと考えている。以上が各取組の対応案である。マイナスに見える取組もあるが、こうした取組を進めつつ、施設の利用促進にも配慮していきたい。

最後の7ページにスケジュール案をまとめてある。今回説明した見直しの基本的な考え方については、施設に資料を配置するほか市のホームページに掲載し、施設の利用者にも周知する。地域協議会には4月以降、適正配置・適正管理・受益者負担の具体的な見直し案について随時説明にあがりたい。その後、諮問や答申手続き

を経て、令和8年9月の市議会定例会で条例改正議案を提案する予定である。その後、半年ほど利用者への周知を図り、令和9年4月からの施行を目指していければと考えている。

一方で、公の施設の適正配置の取組は地域協議会の諮問事項ではない。ただし、適正配置の計画案については、まず4月以降に施設の利用者や管理者の皆様以案を説明し、その協議結果は適宜地域協議会にも説明したいと考えている。その後、パブリックコメントを経て、適正配置後期計画案は令和9年2月を目途に作成する予定である。

今後、公の施設に関連する協議を地域協議会の皆様や関係者の皆様とさまざまな方向から行っていくことから、公の施設白書を作成した。今回は高田区の抜粋版の公の施設白書を配布した。高田区にある44の公の施設について、経過年数や利用者数、公費負担額などを取りまとめ一覧表にしたものである。本日は全市版の白書は配布していないが、そちらには上越市の各施設の詳細な情報が掲載されており、市のホームページに掲載している。今後、オーレンプラザをはじめ、主要な施設には白書の全体版を配置し、市民の皆様目に留まるようにしたいと考えている。

**【澁市会長】**

ただ今の説明について、質疑を求める。

**【山岸委員】**

先ほどの報告事項で、もともと県が管理していた施設の解体について説明があった。アスベストが見つかったから20年ほど経ち、ようやく解体の方向で検討されているが、費用はどんどん高くなって大変だと思う。本件についても将来の適正配置計画、同じように20年後の話だが、そこまで時間をかけないと地域の理解が得られないという基準があって、そんなに長い期間待たなくてはいけないものか。もっと早くできないのか。

**【資産活用課：竹下課長】**

積極的に取り組んでいかなければならないと認識している。後期計画については、令和8年度に計画を検討し、令和9年度から12年度にかけて、休廃止の取組を進めたいと考えている。令和13年度以降の次期適正配置計画では20年後を見据え、そ

の時点で何を残しどこに集約していくかをしっかり計画し、10年、20年かけて取り組もうと考えている。これは20年後でないと適正配置が終わらないという話ではなく、20年後を見据えてどの施設を残すべきか、どの施設が大事なのか、別の大きな施設に機能集約ができるのではないかなど、地域の皆様と2、3年かけてじっくり協議していく。行政の一方通行で「費用対効果が悪いから廃止します」といった対応ではなかなか納得していただけないと思う。どの機能を残していきたいのか、どの施設を残していきたいのかを市としても案を出しながら、地域の方々と一緒に考え、その上で適正配置の検討を進めたいと考えている。市の財政状況から見ると待ったなしの状況なので、進められるところから丁寧に進めさせていただきたい。

**【澁市会長】**

最終目標は、管理する施設を減らして維持管理にかかる費用を軽減することだと思う。資料によると高田区では44の施設で7億3,500万円が公費負担、そのほかに受益者負担がある。地域医療センター病院の場合、マイナス5,400万円となっているのは、市にとって収入になっているということか。センター病院を除いて7億8千万円の経費がかかっているのをどれくらいまで減らそうと考えているか。

**【資産活用課：竹下課長】**

612施設の実情を見る中で、合併前上越市に非効率な施設が多いという話ではなく、13区の見直しをしていかなければいけないというのが実情である。区によっては、20年後に人口が300人、400人になってしまうところもある。そういった地域に対して、小学校を残す、中学校を残す、集会施設も体育館も残すという話では、そこに非常にお金がかかる。まずは、地域の実情を見ながら中山間地等の施設について行政サービスとしての機能を維持しつつ、効率のよい適正配置の姿を考えていかなければいけないと思っている。高田区で44施設という話をさせていただいたが、センター病院は高田区だけの施設機能ではなく市全体に必要な病院機能であり、高田区だけの適正配置という話ではない。必要な施設に対して市として十分検討し、適正配置・適正管理を進めさせていただきたい。

**【澁市会長】**

白書に載っている高田区の44市設には濃淡があるということか。要するに絶対

的に必要なもの、例えば小学校、センター病院、オーレンプラザなどはまず除外すべきで、そうすると、統合や廃止の対象はもう少し減ってくるということか。13区の場合は、20年前の合併時に同じような施設を統合するようなことはなかったと思う。それをどんどん進めようということか。中山間地域のほうは、20年後は人口が300人前後に減少するとしたら、高田区も減少する状況になると思う。基本的な考え方は分かったが、これを進めていくときには関係者と十分に話し合っ  
て進めていただきたいと思います。

【富田委員】

公の施設白書は今回が初めてではないと思うのだが。

【資産活用課：竹下課長】

8年ほど前に一度公表したことはある。

【富田委員】

その時に竹下課長が言われたような組織的な方向性の話は出なかったのか。

【資産活用課：竹下課長】

今回の取組については、数回市議会にも説明をさせていただいており、今回、市議会の一般質問の中でも市長がこの取組を行うと答弁している。取組としては機能集約であり、休廃止と言うと、施設がなくなって終わりという印象を受ける。この取組については長年関わってきた中で、13区に行くと「合併したら施設が潰された」と言われることもある。どのような施設を休廃止してきたかと言うと、利用者の少ない温泉施設や宿泊施設などに特化して適正配置を進めてきた。しかし、実際の施設の実情を見ると、集会施設やスポーツ施設にはほとんど手を付けていない。例えば、各区に体育館が何個あるかと言うと、小、中学校の体育館は学校開放で無料開放しており、これに加えて立派な総合体育館もある。1,000人の地域でも2,000人の地域でも、最低でも三つの体育館がある状況だが、これを全部残すのは難しいため機能集約していく必要がある。施設をなくすのではなく、残す施設の機能をしっかり集約していくことを地域の皆さんにご理解をいただきたいと思います。子どもや孫に余計な負担をかけないように、地域に入って説明していかなければ進まないのではないかと思う。

**【富田委員】**

市長が今の進め方で非常にやる気であるということか。そういう気持ちで、もっと早く進めないといけないと思う。

**【吉田委員】**

統廃合の話は進めていかなければならないが、新たに作るようなことはあるか。市長が公約で子どもの施設を作りたいと話していたと思う。一方で作ると言って、一方で統廃合を進めるというのはどうなのか。

**【資産活用課：竹下課長】**

市長が言う多世代交流プレイスは、子どもから高齢者まで一堂に会する施設ということである。これは、新たに施設を建設する話ではなく、既存の施設の中にこうした機能を入れるものである。新設するのは厳しいが、例えば、リージョンプラザ上越やオールシーズンプールのような施設は、市にとっても必要な機能であるため、いずれ建物自体の老朽化が進み、建て替えが必要になればしっかり建て替えなければならない。そのためにも適正配置の取組で財源を確保し、必要な機能を次の世代に残していく。多少痛みを伴う取組にはなるが、進めていかなければならないと考えている。

**【澁市会長】**

参考資料で、平成27年の公民館の数が78だったのが、今は40になっている。旧上越市にいくつあるのか分からないが、13区にはそれぞれ公民館があるのか。そのほかに27もあるのか。

**【資産活用課：竹下課長】**

各区には核となる地区公民館があり、その他にも公民館分館という小さい公民館がいくつかある。この数が極端に減っている理由は、以前、大潟区で地元の町内会館を市が公の施設として公民館という名称で使わせていただいていた時期があった。しかし、利用実態がない中で公民館という冠があったので、該当する施設を条例から除き78から40に減った。

**【澁市会長】**

高田には公民館が一つある。金谷区にも新しい公民館ができた。旧区にそれぞれ公

民館があるのか。数が多すぎるように感じる。

【資産活用課：竹下課長】

市の内部では、教育委員会の立場から地域の皆様にとって社会教育の場としての公民館は必要だという意見もあり、公民館の機能をどう整理するかといった協議を進めている。

【澁市会長】

これからの予定はどのようになっているのか。

【資産活用課：竹下課長】

4月以降に施設の所管課が使用料と開館時間、休館日を見直す案を随時説明にあがることになるかと思う。条例改正に伴う案件については、所管課が見直し案を各地域協議会に説明させていただき、順調に協議が進めば諮問・答申の手続きを行いたい。

【渡部委員】

今後のことだが、費用だけでなく大事なのは機能集約である。どういうふうに機能を集約するのか、どの施設を無くすのか、どの施設を統合するのか、そういう点が見えてこない、こちらで協議してもよくわからないので機能集約のイメージを住民に示す必要があると思う。特に13区の住民に向けて、人口が減っていく中で機能がなくなっていった時に、暮らしやすさを行政がどう考えているかもっと分かりやすくするとよい。

【資産活用課：竹下課長】

令和9年度から12年度に予定している適正配置の後期計画では、政策的に設置した地域振興施設や観光施設、特に温浴施設や宿泊施設などを中心にまず適正配置に取り組む。令和13年度以降に本格的に基礎的な公共施設の機能集約を進める計画である。令和9年度以降、地域の皆様に丁寧の説明し協議を開始し、その場ではご指摘の点も説明しながら、地域の皆様のご理解をいただき、皆様が検討の主役になっていただかないといけないと考えている。市の説明を十分ご理解いただきながら、市民や地域の皆様が自ら考えて機能集約を検討していただけるよう取り組みたい。

【澁市会長】

ほかに質疑を求めるがなし。

以上で、次第2 報告事項（2）上越市公共施設等総合管理計画に基づく取組の対応（案）についてを終了する。

（資産活用課退席）

— 次第2 報告事項（3）地域独自の予算事業の一覧について —

【澁市会長】

次第2 報告事項（3）地域独自の予算事業の一覧についてに入る。

事務局より説明を求める。

【石黒係長】

・資料No.3により説明

【澁市会長】

ただ今の説明について、質疑を求める。

【富田委員】

今回、浄興寺からの提案はなかったのか。

【石黒係長】

提案はなかった。

【澁市会長】

ほかに質疑を求めるがなし。

以上で、次第2 報告事項（3）地域独自の予算事業の一覧についてを終了する。

— 次第3 事務連絡 —

【澁市会長】

次第3 事務連絡に入る。

事務局より説明を求める。

### 【石黒係長】

- ・今後の地域協議会等の日程連絡

第1回地域協議会：4月20日（月）18：30から

高田城址公園オーレンプラザ

第2回地域協議会：5月18日（月）18：30から

高田城址公園オーレンプラザ

### 【澁市会長】

- ・ただ今の説明について質問を求めるがなし
- ・全体を通して質問等を求めるがなし
- ・会議の閉会を宣言

## 9 問合せ先

総合政策部 地域政策課 南部まちづくりセンター

TEL: 025-522-8831 (直通)

E-mail: nanbu-machi@city.joetsu.lg.jp

## 10 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。